

お知らせ

事業所の皆さんへ 給与支払報告・特別徴収に係る 給与所得者異動届出書の提出を

市民税課
☎229-3130 ☎229-3331

給与支払報告書を提出した人や、現在給与から市・県民税を特別徴収している人が、4月1日現在退職や転勤などにより給与の支払いを受けなくなった場合は、4月15日(水)までに「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の提出が必要です。

提出がないと、納入された金額と津市の台帳の金額が一致しないだけでなく、従業員への納税通知書が発行されなくなりますので、必ず期日までに提出してください。届出書は津市ホームページからもダウンロードできます。

納入通知書(介護保険料仮徴収額決定通知書)を送付

介護保険課
☎229-3149 ☎229-3334

65歳以上の人(介護保険第1号被保険者)のうち、令和2年4月または6月に介護保険料の徴収方法が普通徴収(納付書または口座振替による納付)から特別徴収(年金からの天引き)に切り替わる人には、4月1日に令和2年度納入通知書(介護保険料仮徴収額決定通知書)を送付します。

仮徴収とは

市民税の課税状況や前年の合計所得金額等に基づき介護保険料の金額が決定するまでの間(8月納期まで)に、暫定的な介護保険料で徴収することです。暫定的な介護保険料は、原則、前年度中に適用された所得段階別の保険料額を基準として算出した額になります。ただし、仮徴収が発生するのは特別徴収の人のみです。

なお、令和2年度介護保険料額(年額)については7月中旬に別途

通知します。

津市国際交流推進基金 補助事業

市民交流課
☎229-3102 ☎227-8070

市民の皆さんが主体となって実施し、国際感覚の育成に寄与すると認められる事業に対して助成を行います。

対象 令和2年度中に実施・完了する津市民を対象に広く行われる国際的な交流活動、ボランティア活動など。詳しくはお問い合わせください。

申込資格 市内で組織的・継続的に国際交流活動を行っている団体

申し込み 市民交流課にある申請書に必要書類を添えて、直接窓口へ ※申請書などは津市ホームページからもダウンロード可

締め切り 4月20日(月)必着

地域包括支援センターの 担当地域が変わります

地域包括ケア推進室
☎229-3294 ☎229-3334

地域包括支援センターの増設に伴い、一部担当地域を変更しました。

地域包括支援センター名	担当地域	問い合わせ
津中央(新設)	津地域(敬和・養正・新町)	☎253-5225
津中部中	津地域(安東・楡形・一身田・津西)	☎271-6535
津中部北	津地域(北立誠・南立誠・白塚・栗真)	☎213-3181
津中部東	津地域(修成・育生・藤水・南が丘)	☎213-8115
津中部西	津地域(神戸・片田)、美里地域	☎237-2018
津中部南	津地域(高茶屋・雲出)、香良洲地域	☎238-6511
津北部東	河芸地域	☎245-6666
津北部西	津地域(大里・高野尾・豊が丘)、芸濃地域、安濃地域	☎267-1125
津久居	久居地域	☎254-4165
津一志	一志地域、白山地域、美杉地域	☎262-7295
津市	津市全域	☎229-3294

市民清掃デー

環境政策課
☎229-3258 ☎229-3354

地域や自治会の皆さんの協力
で、道路や公園などの清掃を行います。
ごみのないきれいなまちづくりにご協力
ください。



地域	とき	問い合わせ
津	9月27日(日) 7時～9時 荒天時は10月4日(日)	環境政策課 ☎229-3258
久居	6月7日(日) 時間、雨天時の中止 判断は各自治会により 異なります。	久居総合支所 地域振興課 ☎255-8843
河芸	6～11月の間に各自治会 単位で実施	河芸総合支所 地域振興課 ☎244-1706
芸濃	5月31日(日) 8時～11時 荒天時は6月7日(日)	芸濃総合支所 地域振興課 ☎266-2516
美里	各自治会単位で実施	美里総合支所 地域振興課 ☎279-8119
安濃	5月31日(日) 8時～10時 荒天時は6月7日(日)	安濃総合支所 地域振興課 ☎268-5517
香良洲	5月31日(日) 8時30分～10時 荒天中止	香良洲総合支所 地域振興課 ☎292-4308
一志	5月31日(日) 9時～12時 荒天中止	一志総合支所 地域振興課 ☎293-3008
白山	6月14日(日) 8時30分～10時 荒天中止	白山総合支所 地域振興課 ☎262-7032
美杉	6月7日(日) 各自治会単位で実施 のため日程が違う場合 があります。	美杉総合支所 地域振興課 ☎272-8085

指定された小中学校・ 義務教育学校へ就学を

教委学校教育課
☎229-3245 ☎229-3257

教育委員会では、登録されている住所によって、就学すべき学校を指定しています。実際に住んでいない所に住所を登録し、その校区の学校に子どもを通わせることはできません。このような場合は、事実を確認し、本来の指定校に通学していただくことがあります。